

TEPIA チャレンジ助成事業開発費 利用規約

- TEPIA チャレンジ助成事業は、中高生開発者の活動をサポートするための助成制度です。
- 採択された場合、TEPIA の定める以下の規約に従って、助成金を利用することができます。
- 以下の規約をよく読んで、同意した方のみ、TEPIA チャレンジ助成事業にご応募ください。申請書類を事務局に送付いただいた時点で、以下の規約に同意したものとみなします。
- この規約の内容は変更することがあります。変更した場合、TEPIA のホームページその他適宜の方法で通知しますが、通知完了をもって、変更後の規約に同意したものとみなします。

第1 開発者の心得

採択された開発者（以下「採択者」といいます）は、開発費が多くの中高生開発者を代表して支給されることに留意し、開発費の交付目的に従って採択された開発（以下「本開発」といいます）を継続するよう努めるものとします。

第2 開発費の取り扱い

- 1 TEPIA チャレンジ助成事業における開発費（以下「本開発費」といいます）は、本開発に関連した用途で使用してください。使用費目は開発に関連する限り、自由に使用することができますが、開発に関連すると認められない出費、飲食費等の使用は認められません。
- 2 本開発費の支給は、採択先の指導者（学校の同意がある者）が指定する口座へ振り込みます。学生個人やその家族の口座は支給先として認められませんので、ご注意ください。
- 3 使用費目について、後から内容を確認することがあります。領収書等の保管、支出・残高の管理をしっかりと行ってください。
- 4 本利用規約に違反した場合、本開発費を返還させる場合があります。

第3 間接経費の不支給

本開発費の他、間接経費は認めていません。間接経費を支給することはありません。

第4 申請書

- 1 申請書は本開発の代表者たる中高生開発者本人が記載する必要があります。
- 2 申請には、開発進捗や本開発費を監督する指導者の推薦書および学校の同意書が必要です。
- 3 TEPIA チャレンジ助成事業の採択後、申請書に記載された申請者に関する情報および指導者、チーム構成、開発企画内容等が変更になる場合、事務局の同意が必要になります。

変更したい内容が生じた場合は直ちに事務局へ連絡してください。なお、変更内容によっては、本開発費の採択を取り消すことがあります。

第5 メンタリング

本開発費採択後、事務局は、適宜採択者とメンタリングを行います。メンタリングの方法、回数その他必要な事項は、TEPIA が定めるものとします。

第6 情報の利用

1 申請書に記載された連絡先は、事務局から、審査のための面談や開発サポートに必要な連絡等に使用されます。

2 本開発費に応募後、事務局と行われる面接や、本開発費採択後に行われるメンタリング等の内容は、撮影および録音録画することがあります。

第7 「TEPIA ロボットグランプリ」への参加

1 採択者は、TEPIA が開催する「TEPIA ロボットグランプリ」（東京都・2019年11月3日開催）に参加し、プレゼンテーションおよび実演発表を行ってください。

2 TEPIA ロボットグランプリへの参加にあたって発生する費用（交通費等）は、助成金からの捻出または自己負担とします。TEPIA ロボットグランプリに参加できるよう、本事業に応募する前に、親権者や学校と TEPIA ロボットグランプリへの参加について相談してください。

第8 開発成果

1 採択者は、本成果を TEPIA ロボットグランプリへの参加および TEPIA 先端技術館での展示にて発表するものとします。

2 採択者ならびに指導者は、事業終了後のアンケート調査やヒヤリング調査に協力するものとします。

3 TEPIA ロボットグランプリ以前に本成果を他のロボット競技・コンテスト等で発表、報告することは認められません。（文化祭等は除く）

4 採択者は、本成果を学会発表、学術論文その他媒体を問わず発表、報告する場合、本開発費の交付を受けて行った開発の成果であることを表示するものとします。表示名は TEPIA の裁量で決定し、通知しますが、原則として「TEPIA チャレンジ助成事業」とします。

5 採択者は、本成果を論文、新聞、雑誌、学会その他媒体の如何を問わず発表、報告した場合及び本開発に関連して特許権、商標権その他一切の知的財産権（ただし、著作権を除きます）を取得する場合、TEPIA ならびに事務局に報告するものとします。

6 前2項については、採択者が本開発費に採択されてから満3年が経過するまで有効と

します。

第9 開発活動の公正性

本開発にあたって、一切の不正行為（本成果の中に示されたデータや開発結果等のねつ造、改ざん、盗用等）を行ってはなりません。不正行為に関与してもいけません。

第10 生命倫理・安全対策等の順守

開発計画に、社会的なコンセンサスが必要とされている内容や、情報の取扱いに配慮する必要がある開発、生命倫理や安全対策に対する取組が必要とされている開発、関連する法令等を遵守しなければ行うことができない開発が含まれる場合があります。このような開発を行う場合には、関連法令を遵守する必要があります。

第11 情報の公表

TEPIA は、採択者の情報や本開発の内容及び本成果（採択者の氏名、所属学校、顔写真等の情報を含む場合があります）を、TEPIA および TEPIA が許可する Web サイト、刊行物、SNS その他媒体を問わずメディアに掲載することがあります。

以上